

令和7年度 特定教育・保育施設の利用定員について

1. 利用定員とは

認可定員の範囲内で、施設・事業者からの申請に基づいて設定するもので、以下のように定めるものとされています。

- ・利用定員は認可定員に一致させることを基本としつつ、認可定員の範囲内で設定する
 - ・恒常的に利用人数が少ない場合には、認可定員を超えない範囲内で利用状況を反映して設定することが可能

また、子ども・子育て支援制度における給付（施設型給付・地域型保育給付）にあたっては、利用定員により公定価格（給付単価）が決まる仕組みとなっています。

※認可定員とは

施設の認可を受ける際に、その設備及び運営の基準を満たす定員のことを指します。

教育・保育施設については兵庫県が、地域型保育事業については洲本市が、それぞれ認可を行うこととなります。

2. 洲本こども園の利用定員の変更について

①利用児童数の推移

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
R5.4.1	3	17	27	32	29	32	140
R6.4.1	6	15	21	28	29	27	126
R7.4.1 見込	3	15	21	30	30	30	129

②R6.4.1(変更前)

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号認定	—	—	—	5	5	5	15
2号認定	—	—	—	25	25	25	75
3号認定	9	20	24	—	—	—	53
計	9	20	24	30	30	30	143

③R7.4.1 (変更後)

【参考】洲本市全体の利用定員

区分	1号認定	2号認定	3号認定		合計
		3~5歳	0歳	1・2歳	
R6.4.1 (変更前)	138	664	58	293	1,153
R7.4.1 (変更後)	138	658	55	287	1,138
増 減	0	▲6	▲3	▲6	▲15